平成３０年（フ）第１２６号
岩手県遠野市松崎町白岩13地割５番地23
債務者　菊池　順一
1　決定年月日時　平成30年６月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成３０年（フ）第２６９号
埼玉県入間郡毛呂山町平山１丁目11番地25
債務者　澤　　慶子（旧姓森満）
1　決定年月日時　平成30年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第２８７号
埼玉県入間郡毛呂山町南台５丁目29番地　県営長瀬団地１―103号、前住所埼玉県入間郡毛呂山町岩井西５丁目１番地８　紫藤荘３号
債務者　軽部　英子
1　決定年月日時　平成30年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第２９７号
埼玉県所沢市大字上山口1666番地の１　エクセレンス関谷Ａ―202
債務者　阿波　宏行
1　決定年月日時　平成30年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第２９９号
埼玉県ふじみ野市新田１丁目４番４号
債務者　篠　　一典
1　決定年月日時　平成30年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第１５２号
埼玉県東松山市大字石橋1689番地５　東松山石橋団地２―504号室
債務者　反町有紗美（旧姓田村）
1　決定年月日時　平成30年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成３０年（フ）第１９２号
神奈川県座間市入谷１丁目3235番地の１　メゾンアヤ202号
債務者　秋元　俊也
1　決定年月日時　平成30年６月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（フ）第２０９号
相模原市中央区横山３丁目33番14号　第１コーポ学201
債務者　上田　勝昭
1　決定年月日時　平成30年６月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（フ）第２１２号
相模原市中央区上溝1722番地１
債務者　宮城　浩徳
1　決定年月日時　平成30年６月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（フ）第２１５号
相模原市中央区下九沢1211番地１　宮の上団地１―101
債務者　田中　洋子
1　決定年月日時　平成30年６月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（フ）第１８９号
熊本市中央区国府本町12番52号　スイートハイム国府301号
債務者　森　　一成
1　決定年月日時　平成30年６月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第２１４号
熊本市南区近見８丁目12番22―303号
債務者　久保田幸子（旧姓宮木）
1　決定年月日時　平成30年６月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第２２５号
熊本市中央区水前寺６丁目10番14号　シティハウス205
債務者　奥田　　歩
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第２３６号
熊本市東区上南部３丁目30番49号　チェリーハイツＢ106
債務者　飯干まどか（旧姓陳田）
1　決定年月日時　平成30年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第２１２４号
大阪市西淀川区野里１丁目20番20―602号、前住所大阪市西淀川区野里３丁目１番17号502号
債務者　菊池　裕之
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２１８１号
大阪市東淀川区南江口１丁目５番７―206号
債務者　松本真之介
1　決定年月日時　平成30年６月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月14日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部